

沼津市DX計画策定支援業務委託 公募仕様書

1 業務名

沼津市DX計画策定支援業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 目的

本市は、令和2年度に「沼津市情報化推進・官民データ活用推進計画」を策定し、令和3年度から7年度までの5ヶ年計画として、市のデジタル化推進に取り組んでいる。

次期計画の策定にあたっては、国が示す「自治体DX推進計画」に掲げられている項目等について、最新のDXに係る情報を反映しながら、国や県の方向性と整合を図る必要があり、時代の変化に対応した計画を策定する必要があるため、高い専門性を有する専門業者に委託し、沼津市DX計画を策定することを目的とする。

4 業務内容

本市のDX推進に関する現状及び課題を整理し、計画の方向性や取り組むべきテーマ、重点事項等について取りまとめる。

受託者は、これらに対して専門的な視点から分析や補足等を行い、令和7年10月31日（金）までに計画の中間案を作成すること。

その後、記載事項の体裁やデザインを整え、令和8年3月13日（金）までに計画の最終案を作成すること。

(1) 本市の現状及び課題の調査分析等について

- ・本市のDX推進に関する現状と課題について、調査分析及び提案を行うこと。
- ・調査分析及び提案については、表面化している課題だけでなく、表面化していない課題も明らかにすること。
- ・これらの分析等に資料が必要な場合は、本市から提供を行う。

委託者	受託者
・資料の収集、提供 ・DX推進に関する現状や課題の整理	・現状の課題についての調査分析及び提案 ・DX推進に関する課題の抽出

(2) 記載事項の提案等について

- ・本市が検討する計画の全体方針や取り組むべきテーマ、重点事項や具体的な施策の記載事項等について、「(1) 本市の現状及び課題の調査分析等について」の内容も踏まえ提案を行うこと。
- ・本市が検討する事項の他に、追加して記載すべき事項の提案を行うこと。

- ・提案については、時代の変化に対応した内容にすること。
- ・最終的に記載する事項は、上記の提案を踏まえて、本市において選定する。

委託者	受託者
<ul style="list-style-type: none"> ・記載事項の検討 ・記載事項の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載事項の提案

(3) 他市町村や民間等の先進事例の調査及び分析等について

- ・「(2) 記載事項の提案等について」において選定した事項について、他市町村や民間等で先進事例がないか調査及び分析を行うこと。
- ・本市が把握している他市町村や民間等の先進事例から、本市においても取り組むべき事例があれば提案すること。

委託者	受託者
<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村の取組状況の情報収集 ・記載事項の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・他市町村や民間等の先進事例の情報提供 ・本市においても取り組むべき事例の提案

(4) 計画の構成等の整理・ドキュメントの作成等について

- ・(1) から (3) までの事項について、市民及び職員等に分かりやすいものとなるよう、計画の構成等について整理を行うこと。
- ・(1) から (3) までを行い、記載事項の整理やデザイン等を整え、計画骨子案を令和7年6月30日(月)までに、計画中間案を令和7年10月31日(金)までに、計画最終案を令和8年3月13日(金)までに、それぞれドキュメントを作成すること。
- ・ドキュメントは、市民及び職員等に分かりやすいものとなるよう、デザインについても工夫すること。
- ・計画の骨子案及び中間案並びに最終案のドキュメント作成にあたっては、納品前に本市の確認の機会を複数回設けること。
- ・各課事業の進捗状況やパブリックコメントの実施結果も踏まえ計画の策定を行うため、本工程においても(1) から (3) までに示す検討を継続的に行うこと。

委託者	受託者
<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子案、計画中間案、計画最終案のドキュメントのレビュー ・パブリックコメントの実施・取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成や枠組み、論理の整理 ・計画骨子案、中間案、最終案のドキュメント作成

(5) その他

①業務管理

契約後、速やかに本仕様書及び企画提案書に基づき、本市と業務工程等について調整を行い、実施計画書（実施体制、連絡体制、工程等）を作成すること。

②問合せ対応

計画策定にかかる本市からの問合せに対し、提案や助言を行うこと。

③会議・打合せ等への参加

- ・計画の策定にかかる本市との会議・打合せ等に参加し、ファシリテーション、論点整理を行うこと。会議の参画については、Web 会議形式での参加も可とする。
- ・会議・打合せに参加した際は、当該会議・打合せの後議事録を作成し遅滞なく提出すること。

委託者	受託者
<ul style="list-style-type: none">・課題の確認及び承認・会議の開催（会議室、Web 会議ツールの確保を含む）	<ul style="list-style-type: none">・業務管理の実施・課題整理の実施・ICT推進課からの問合せへの助言等・会議への参加（Web 会議ツールの確保を含む）・会議のファシリテーション・論点整理・議事録の作成

6 成果品

本業務における成果物は下表のとおり。

形式は電子ファイルとし、下表の作成期限とは別に、本業務完了時に成果物一式として電子媒体（CD-R等）を各一部提出すること。

なお、電子ファイルについては本市において再編集可能なファイル形式とすること。

成果物	納期
計画書	契約締結後遅滞なく
各種打ち合わせ資料	随時
調査分析・補足・提案等に係る各種資料	随時
議事録	打ち合わせ後遅滞なく
計画骨子案	令和7年6月30日（月）
計画中間案	令和7年10月31日（金）
計画最終案	令和8年3月13日（金）

7 著作権

契約業務に伴って、本市が取得した資料、図、イラスト、報告書等の成果物に係る著作権は、その引き渡し時に、本市に無償で譲渡するものとする。

また、写真、イラスト等の著作物については、本市及び本市が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

なお、写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うこと。

8 その他

- （1）本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- （2）受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- （3）受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- （4）本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

以上